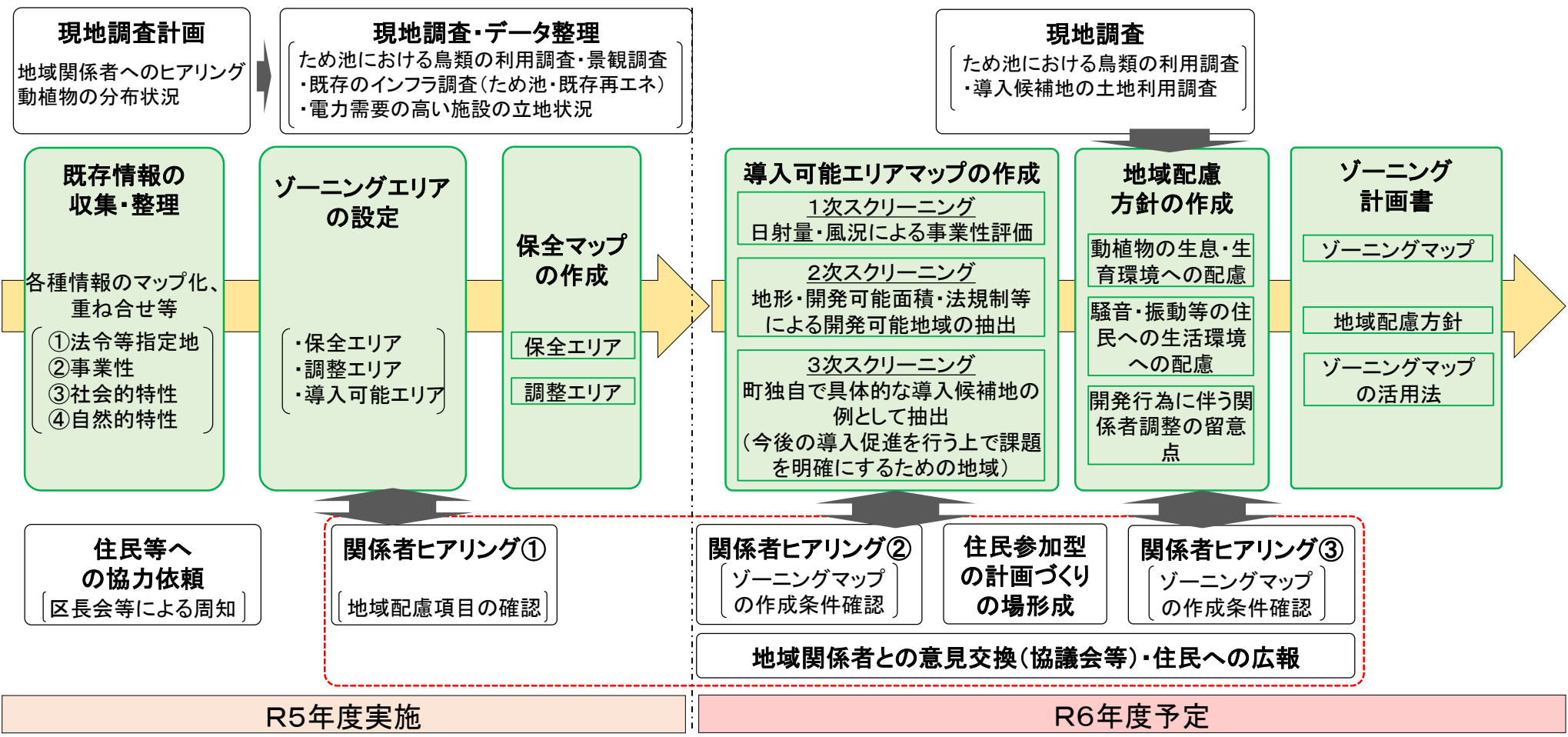


2. ゾーニング事業の進め方

2. ゾーニング事業の進め方

ゾーニング事業の進め方

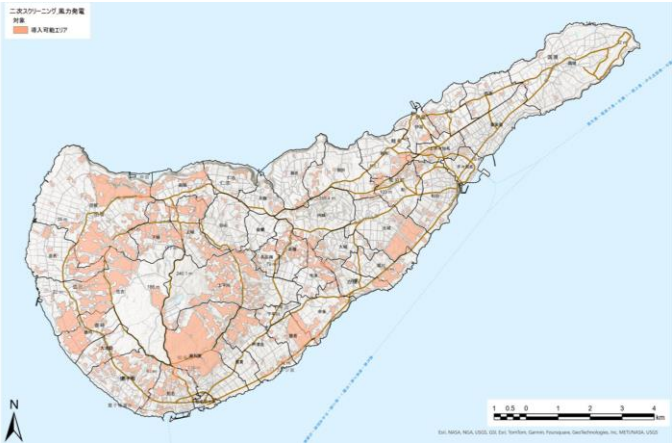
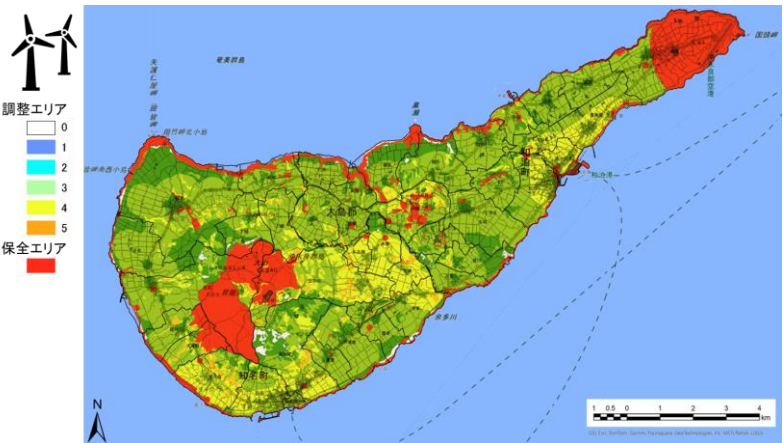
➤ この事業は2カ年事業(R5・R6)で行っており、「ゾーニングマップの作成」・「現地調査等による地域情報の補完」・「ヒアリング調査等による地域関係者への意見聴取」を実施し、再生可能エネルギーのゾーニング計画を策定しました。



2. ゾーニング事業の進め方

ゾーニングの活用方法

➤ 本事業で策定するゾーニングマップは、『発電事業者』、『地域住民・関係者等』、『和泊町(行政)』それぞれで再生可能エネルギーの導入、地域の環境保全の取り組みへの活用を想定しています。



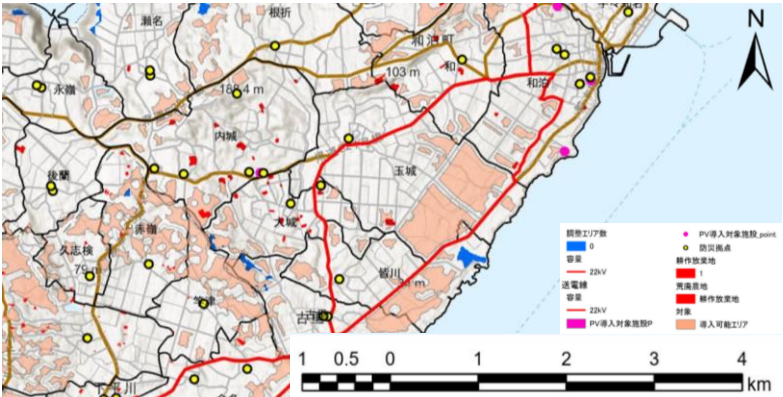
ゾーニングマップ(全体図)

発電事業者

- ・新たな再生可能エネルギー事業計画の検討(太陽光、風力)

地域住民・関係者等

- ・地域特性の把握
- ・地域のあるべき姿の設定、町計画への参画



ゾーニングマップ(拡大図)

保全エリア		調整エリア	
レイヤ名	設定根拠	レイヤ名	設定根拠
自然公園地域 国立公園 第1~3種特別地域	「国」・「県」基準に基づき設定	自然公園地域 国立公園 普通地域	許可は不要であるが、行為着手の30日前までに開発行為の届出が必要な海域のため、地域該当箇所なし
土砂災害(特別)警戒区域	「国」基準に基づき設定	鳥獣保護区	「県」基準に基づき設定
森林地域 保安林	「国」・「県」基準に基づき設定	都市計画区域	都市計画法に基づき設定
指定文化財	「国」・「県」基準に基づき設定	森林法に基づき設定 (ゾーニング協議会により反映)	
防衛施設範囲	防衛業務等への配慮 (航空自衛隊と協議の上決定)	農地法・農業法に基づき設定	
山地災害危険地区	災害時の安全性等への配慮	「県」基準では、農用地区域内農地が保全エリアとして指定	
津波浸水想定区域	災害時の安全性等への配慮	「県」基準では、農用地区域がほぼ全域指定	
緑生自然度(自然度9~10)	沖永良部島における自然環境の保全として重要な緑生(学識者と協議の上決定)	空港施設 空港制限表面	航空法に基づき設定
		基地	基地法に基づき設定
		太陽光発電 騒音・反射光影響範囲・用途地域(住居系・商業系)	騒音・反射光が生環境影響が及ぶ範囲を特定し指定(実行事例を参照)
		余多川 流域界	生態系や農林面等の自然環境に配慮する必要(学識者と協議の上決定)
		緑生自然度(自然度8)	生態系保全の観点より設定(学識者と協議の上決定)
		特定植物群落	「県」基準に基づき設定
		巨樹・巨木林(100m以上)	「県」基準に基づき設定

※町において指標の追加・レイヤの詳細条件の決定等、エリア設定を定義した内容

※明確な範囲指定が困難な(重要種分布等)や全域が対象地となっている情報(生物多様性重要地域)・情報取得できなかった情報(河川区域等)については、エリア設定より除外

和泊町(行政)

- ・環境と調和が図られた再生可能エネルギー事業の誘導
- ・促進区域の設定に向けた検討

ゾーニング計画書(作成条件等)

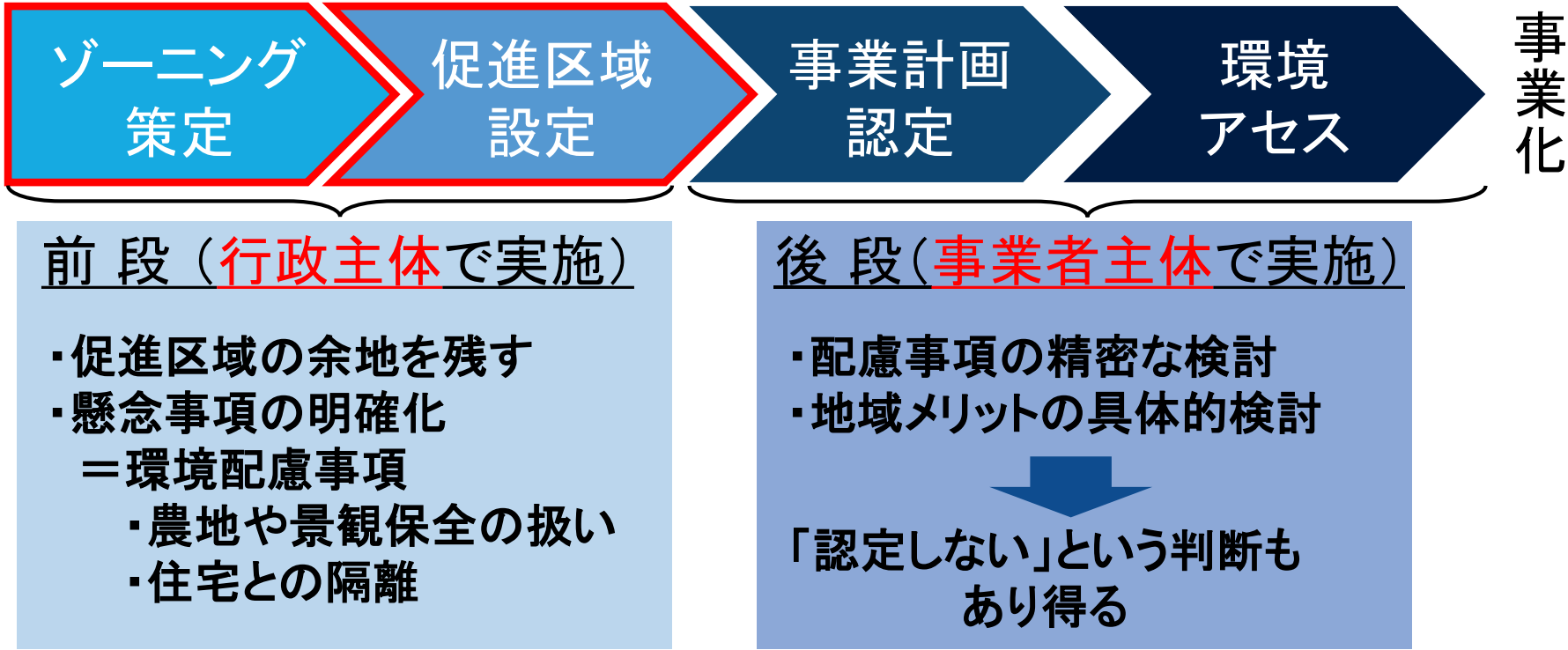
2. ゾーニング事業の進め方

再エネ事業におけるゾーニングの位置付け

- 本事業では、再生可能エネルギーの導入計画の初期ステップとして位置付けています。
- 本計画において具体的な再エネ導入候補地は決定しておりません。今後地域住民の皆様や関係者と協議を進めつつ、行政としての再エネの導入を推進する候補地(促進区域)を決定し、事業者への引き継ぎを進める予定です。

再エネ事業プロセス全体の理解を促す

- ・事業化は多段階でチェックされる。促進区域設定 **≠** 事業化。
- ・全体が合意形成の過程と捉え、はじめから全会一致を求めない



2. ゾーニング事業の進め方

『促進区域』設定の検討

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和4年4月 1 日施行）において「地球脱炭素化促進事業制度」が新設されました。
- 同制度では、“**地域脱炭素化促進事業**”を実施するための“**促進区域**”の設定が位置付けられています。

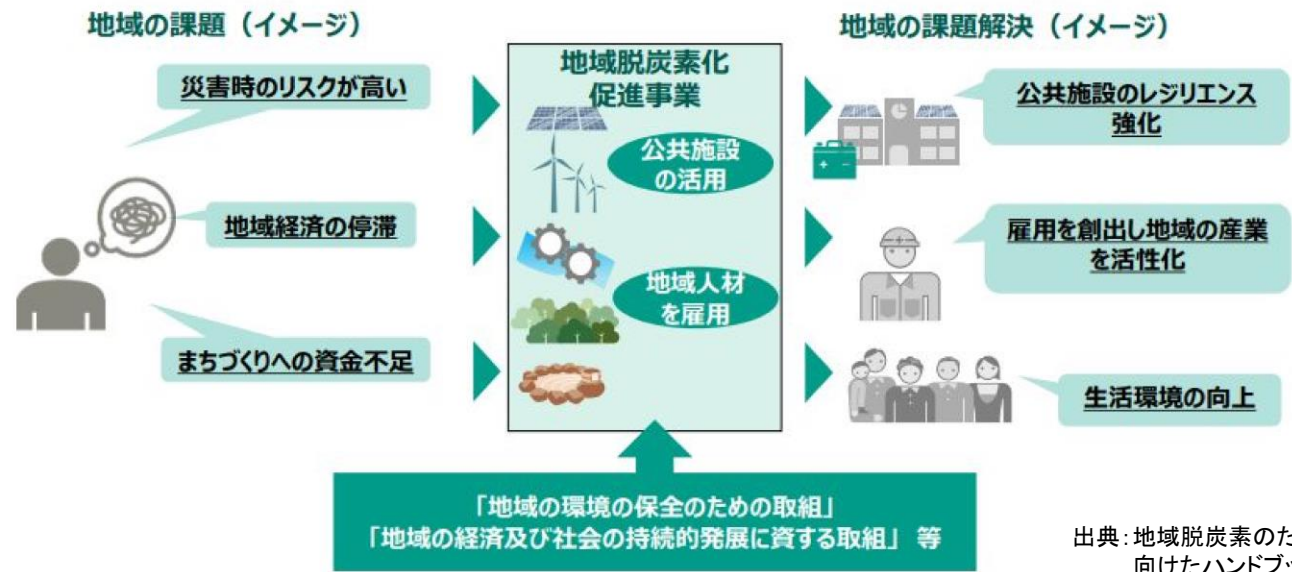
<地域脱炭素化促進事業とは>

再生可能エネルギーを利用した脱炭素化、地域の環境保全と地域経済の持続的発展を合わせた取り組み

【地域脱炭素化促進事業により期待される効果】

- 地域の脱炭素化、地域の環境・経済・社会的課題の解決を同時に実現
- 地域の目指す将来像の実現に貢献

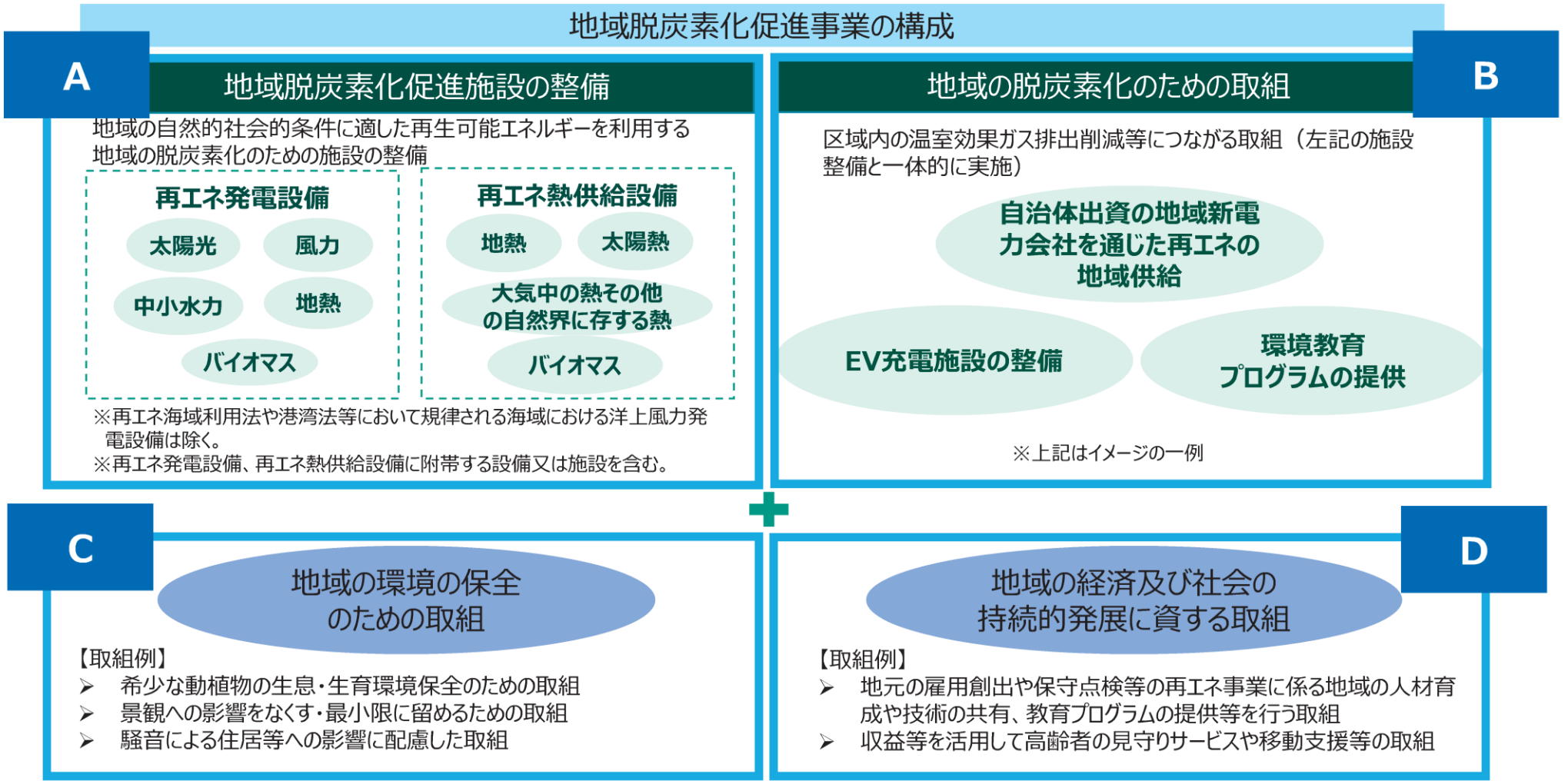
【地域脱炭素化促進事業のイメージ】 ※ 1



出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第4版) (R6.4環境省)

2. ゾーニング事業の進め方

地域脱炭素化促進事業の構成(促進区域を設定する上で考慮すべき事項)



出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第4版)(R6.4環境省)

2. ゾーニング事業の進め方

対象とする再生可能エネルギー

➤ 本ゾーニング計画では、太陽光発電と風力発電を対象にゾーニングマップの作成を行いました。

○太陽光発電施設: 想定出力規模 500kW (想定面積5,000m²)

- ・地上設置型、水上設置型、農地設置型を対象
- ・重点加速化事業の交付要件となる出力規模(500kW)を想定
- ・脱炭素先行地域づくり事業における公共施設への屋根設置時の最大設備容量を想定



1kWあたり10m²の面積
が必要
(500kWでは5,000 m²)

○陸上風力発電施設 : 想定出力規模 1,000kW未満 (小型～中型施設)

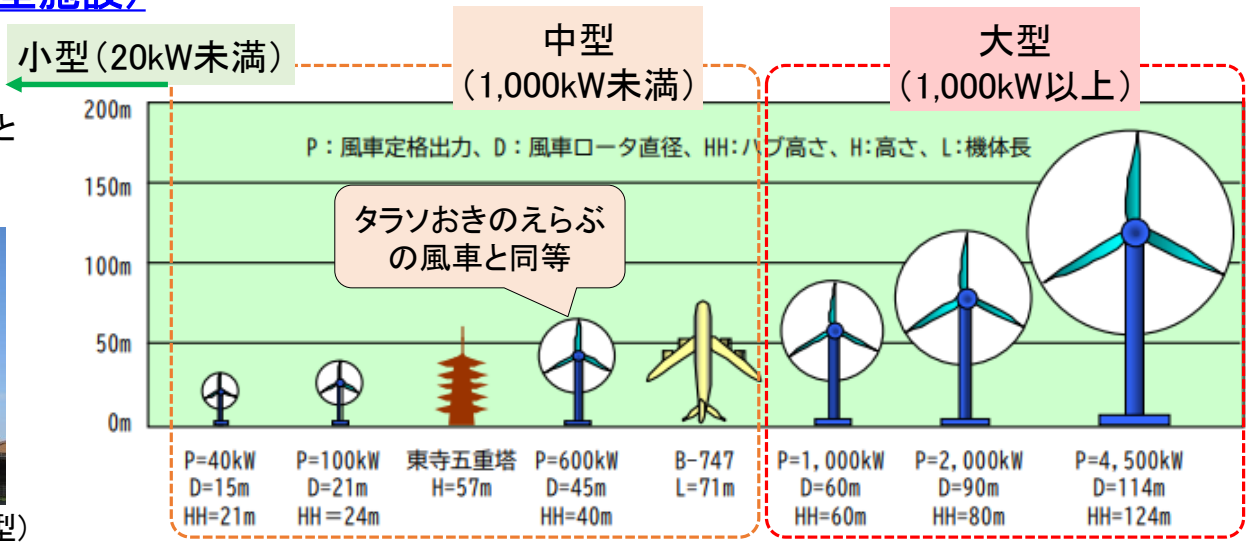
- ・小型、中型の出力規模(1,000kW未満)を想定
(導入可能面積は2MW規模まで抽出)
- ※大型施設については、基準風速が高い(風が強い)ことや景観への影響などから、鹿児島県や風力発電機のメーカー等との調整を進めつつ導入を検討する。



フローラルホテル(小型)



タラソおきのえらぶ(中型)



2. ゾーニング事業の進め方

対象とする再生可能エネルギー

- 対象とする再生可能エネルギーを選定した考え方は以下に示すとおりです。
- 本町において、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが十分にある施設を対象に設定しました。

再エネ種別		計画出力規模 (ゾーニング事業に基づく)	考え方	ゾーニング事業における対応
風力発電	小型(20kW未満) 中型(20～1,000kW)	1,000kW未満 (500kW以上)	重点加速化事業における交付要件に該当する施設規模を想定。 県の景観ガイドライン等の制約を受けない規模として、より早い段階での再エネ導入を見込み出力規模を抑えて計画。 (オフサイト発電を前提とした計画)	法規制及び環境保全等の条件設定は、小型・中型の風力発電設備を対象に計画。 ゾーニングエリア(導入可能エリア)の抽出面積については、大型風力発電施設(2MW規模)に相当する条件を踏まえて計画。
	大型(1,000kW以上)		区域施策編における再エネ導入目標(2MW)に基づき、2050年CN達成に向けた最大出力規模として計画。	※今後規制緩和や制度の見直し等による再エネ導入拡大が見込まれた際の計画見直しを視野に整理。
太陽光発電	屋根設置型	施設規模に応じて設定	R4年度補助事業『公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援』に基づき、各公共施設への設置可能面積(最大出力)を把握しているため、ゾーニングにおける適地選定における判断材料として設定。 (自家消費を前提とした計画)	既存建物への太陽光設置となり、地域住民・自然環境に与える影響が小さいと想定されるため、ゾーニングマップは作成しない計画とする。
	地上設置型	500kW以上	重点加速化事業における交付要件に該当する施設規模を想定。	法規制及び環境保全等の条件設定は、県基準に合わせて太陽光全体(個別設定を行わない)として計画。 営農型や水上設置型等の構造条件(耐風速等)は考慮せず、設置可能面積や利用状況、防水処理等の現況を踏まえて計画。
	農地設置型 (営農型)		屋根設置型太陽光(公共施設)の選定箇所との重複しないエリアを選定。	
	水上設置型		オフサイト発電を前提とした計画を想定する。(自家消費が可能な地点については、優先的に抽出される条件設定とする。)	